

はじめに

「個人情報保護法が改正されるとは聞きましたが、どう変わるのでですか？」

「中小事業者にとって重要な改正が含まれると聞きますが、実務的にどう対応すればよいのですか？」

「弁護士・税理士・社労士（社会保険労務士）等の士業者にとってどのような影響があるのですか？」

著者は、弁護士兼情報セキュリティスペシャリストとして、個人情報保護法を中心とする情報法の実務対応及び研究を行ってきましたが、平成29年5月30日に本格的に個人情報保護法が施行されることに伴い、クライアントの事業者の皆様及び友人・知人の弁護士・税理士・社労士等の士業者の皆様からこのような質問を頂くことがあります。

金融機関による個人情報保護法対応については、既に加藤伸樹・松尾剛行編著『金融機関における個人情報保護の実務』（経済法令研究会）を平成28年に上梓しましたが、同書はあくまでも金融機関における対応を説明したものであり、一般企業とは対応が異なる上に、同書の出版後既に約1年が経過し、その間に政令・規則、ガイドライン、Q & A、事務局レポート等個人情報保護委員会の解釈に基づき、実務を行う上で重要な資料が大量に公表されています。

本書は、これまでの実務経験、研究成果及びこのような最新の資料に基づき、実務でよく訊かれるポイントを1冊にまとめ、個人情報に詳しくない弁護士・税理士・社労士等の士業者の皆様でも、クライアントに的確なアドバイスをすることができ、かつ、自らも個人情報取扱事業者として適切にその義務を果たせるようにすることを意図しています。

また、できるだけ平易な表現で説明するよう心がけ、中小企業の総務担当者等、個人情報保護法対応をどうしていこうかと不安な皆様の不安解消にも役立てばと考えております。

特に平成28年11月にガイドラインが公表された後、平成29年には「個人

データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」(以下「本告示」という。)、Q & A、匿名加工情報に関する事務局レポート、金融ガイドライン、金融Q & A等、様々な資料が公表されています。これまで出版された書籍では出版時期の関係でこれらの内容に対応できていないものも多いようですので、本書がこのような最新の資料に基づく皆様の実務対応のお役に立てると考えております。

本書が多くの皆様のお役に立てば幸いです。

平成29年4月吉日

弁護士 松尾剛行

士業のための 改正個人情報保護法の法律相談

はじめに 1

CHAPTER.1

士業者がおさえておきたい! 個人情報保護法改正のポイント

1 改正の要点 16

① 個人情報保護法はどうして改正されたのですか? また、どのように改正されたのですか?

2 中小規模事業者と個人情報保護法(5000人要件の撤廃) 20

① 法改正によって個人情報保護法が、中小規模事業者にも適用されるようになるのですか?

3 従来、個人情報取扱事業者でなかった企業(中小規模事業者)の
改正対応 23

① 従来、個人情報保護法が適用されなかった事業者は、どのように対応すべきでしょうか?

4 従来、個人情報取扱事業者であった事業者の改正対応 27

① 従来から個人情報取扱事業者として個人情報保護法が適用されてきた事業者は、法改正にどのように対応すればよいのでしょうか?

5 非営利事業者と個人情報保護法 29

① マンション管理組合には、改正後の個人情報保護法は適用されないのでしょうか?

| | |
|--|-----------|
| 6 士業者と個人情報保護法 | 32 |
| ① 私は社労士です。私がお客様の個人情報を取り扱う際に、これまで守秘義務に気を付けていたのですが、今後は個人情報保護法にも気を付けなければならないのでしょうか？ | |
| 7 非個人情報取扱事業者による個人情報の不当な取扱い | 35 |
| ① 友人がSNSで私の個人情報を公開して困っていますが、この友人の行為は個人情報保護法に違反しませんか？ | |
| 8 個人情報対応とマイナンバー制度対応の違い | 37 |
| ① 当社は従前マイナンバー制度が導入されるということで、「特定個人情報取扱規程」を導入しました。「特定」をとれば個人情報保護法改正にも対応できるのでしょうか？ | |
| 9 名簿業者対応 | 40 |
| ① ダイレクトメール用に名簿を買わないかと言われましたが、買ってもよいのでしょうか？ | |

CHAPTER.2

定義—クライアントへ説明時に困らない！ 似て異なる概念をスッキリ整理

| | |
|--|-----------|
| 1 「個人情報」「個人データ」「保有個人データ」 | 44 |
| ① 「個人情報」「個人データ」「保有個人データ」とは何ですか？ | |
| 2 個人を識別することのできる情報と個人情報 | 49 |
| ① 私の手元には、名前と住所等が記載された、ある応募者の履歴書があります。このうち、「個人情報」に該当するのはどの部分でしょうか？ | |
| 3 他の情報と容易に照合できる情報 | 51 |
| ① A部門とB部門で独自のデータベースを管理しているのですが、A部門のデータベースとB部門のデータベースをあわせて初めて、誰の情報なのかが明らかになります。同一の事業員がA部門とB部門のデータベースの双方を取り扱うことができないときは、「容易に照合することができ」(法2条1項)ないといえますか？ | |

| | |
|--|-----------|
| 4 個人情報の範囲 | 53 |
| ① 事業者に関する情報は個人情報ですか？ その他個人情報の範囲について気を付けるべきものはありますか？ | |
| 5 個人識別符号 | 56 |
| ① 個人識別符号が個人情報になると聞きましたが、どのような情報でしょうか？ | |
| 6 生体認証情報と1号識別符号 | 59 |
| ① 当社では入退室やシステムへのログインに生体認証を用いているのですが、個人情報保護法上留意すべき点はありますか？ | |
| 7 民間の番号と2号識別符号 | 62 |
| ① ポイントカードや会員カードの番号は個人情報ですか？ | |
| 8 個人データ該当性 | 65 |
| ① ワープロソフトで作成し、ハードディスクに入っている会議議事録には、出席者氏名が掲載されており、ハードディスクの検索機能で検索可能です。これは個人データですか？ | |
| 9 個人データからの除外 | 67 |
| ① 市販のカーナビゲーションシステムを顧客訪問等に利用しています。カーナビゲーションシステムのデータベースには、様々なルート設定や過去の訪問記録等がたまっています。このカーナビゲーションシステムに含まれる個人情報は個人データですか？ | |
| 10 録音データと個人情報・個人データ | 70 |
| ① 当社では顧客との電話音声は録音しています。これは個人情報ですか？ また、録音していることを相手方に伝える必要がありますか？ | |

CHAPTER.3

個人情報の取得—必要となる対応をおさえる! 利用目的の特定～プライバシーポリシー策定等

| | |
|--|-----------|
| 1 利用目的の特定 | 72 |
| ① 個人情報を取り扱うにあたって行うべきことは何ですか？ | |
| 2 個人情報の「取得」と利用目的の通知・公表 | 75 |
| ① 利用目的を特定した後は、どうすればよいのですか？ | |
| 3 プライバシーポリシーとは | 78 |
| ① プライバシーポリシーという言葉をよく聞きますが、どのようなものですか？ | |
| 4 直接書面による取得 | 82 |
| ① プライバシーポリシーを作成すれば、利用目的を本人に伝える必要はないのですか？ | |
| 5 不正取得 | 85 |
| ① 個人情報の取得が禁止されるのは、どのような場合ですか？ | |
| 6 目的外利用と「同意」 | 87 |
| ① 個人情報の目的外利用をしたい場合には、どうすればよいのでしょうか？ | |
| 7 利用目的の例外 | 89 |
| ① 目的外利用が例外的に認められる場合は、どういう場合ですか？ | |
| 8 利用目的の変更 | 93 |
| ① 利用目的はどのような場合に変更できますか？ | |

CHAPTER.4

要配慮個人情報—定義と取扱い時の留意点

| | |
|---|-----------|
| 1 要配慮個人情報制度の概要 | 96 |
| ① 要配慮個人情報制度が導入されると聞きましたが、どういう点に留意すればよいのでしょうか？ | |

2 要配慮個人情報に対する対応方法 98

① 要配慮個人情報制度に対し、どのように対応すればよいのでしょうか？

3 要配慮個人情報とされる情報の内容 100

① コーランを購入したこと、及び健康診断の結果「健康」と判断されたことは、要配慮個人情報ですか？

4 要配慮個人情報の同意なき取得が可能な場合 104

① どのような場合に、本人の同意なくして要配慮個人情報取得が可能ですか？

5 要配慮個人情報の提供 107

① 要配慮個人情報の提供については、どのような規制が適用されますか？

6 反社会的勢力情報と要配慮個人情報 109

① 当社は反社会的勢力、いわゆる反社への対応として反社情報を取得・蓄積・活用していますが、要配慮個人情報に該当し、本人の同意が必要ではありませんか？

7 従業員の健康に関する情報と要配慮個人情報 111

① 使用者が負う従業員の労働安全衛生等に関する義務等の観点から、事業者は従業員の健康等に関する情報を取得することができますが、これは要配慮個人情報でしょうか？ どのように対応すべきでしょうか？

CHAPTER.5

個人データの安全管理 —小さな企業も今日からできるプラクティス

1 個人データの安全管理 114

① 個人データの安全管理のため、どのような点に注意すればよいのでしょうか？

| | |
|---|-----|
| 2 中小規模事業者と安全管理のための対応方法 | 117 |
| ④ 当社は中小規模事業者ですが、中小規模事業者は安全管理について義務を軽減してもらえますか？ | |
| 3 基本方針と規律の整備 | 121 |
| ④ 基本方針と規律の整備として、一般的な個人情報取扱事業者はどのような対応をとることが求められていますか？それとの比較において、中小規模事業者はどのような対応をとることが求められますか？ | |
| 4 組織的管理措置～中小規模事業者の特徴を踏まえて | 123 |
| ④ 組織的管理措置として、一般的な個人情報取扱事業者はどのような対応をとることが求められていますか？それとの比較において、中小規模事業者はどのような対応をとることが求められますか？ | |
| 5 人的管理措置～中小規模事業者の特徴を踏まえて | 127 |
| ④ 人的管理措置として、一般的な個人情報取扱事業者はどのような対応をとることが求められていますか？それとの比較において、中小規模事業者はどのような対応をとることが求められますか？ | |
| 6 物理的安全管理措置～中小規模事業者の特徴を踏まえて | 129 |
| ④ 物理的安全管理措置として、一般的な個人情報取扱事業者はどのような対応をとることが求められていますか？それとの比較において、中小規模事業者はどのような対応をとることが求められますか？ | |
| 7 技術的安全管理措置～中小規模事業者の特徴を踏まえて | 133 |
| ④ 技術的安全管理措置として、一般的な個人情報取扱事業者はどのような対応をとることが求められていますか？それとの比較において、中小規模事業者はどのような対応をとることが求められますか？ | |
| 8 個人データの取扱いの委託と安全管理 | 138 |
| ④ 個人データを自分で保管・管理していると、安全管理措置を講じなければならないと聞きました。その際、個人データ取扱いを第三者に委託してしまうことで安全管理措置を講じずにすむのですか？ | |
| 9 漏えい時対応 | 143 |
| ④ 当社で個人データ漏えい事故が発生しました。どう対応すればよいのでしょうか？ | |

| | |
|-------------------|-----|
| 10 保有個人データ | 148 |
|-------------------|-----|

- ④ 当社はポータルサイトを運営し、オークションサービス、ネットショップやメールアドレスの提供等を行っています。あるユーザーから「私に関する情報で保有しているものをすべて開示せよ」という請求を受けました。このような場合、どうすればよいのでしょうか？

CHAPTER.6

個人情報の授受

— 提供する側もされる側も知っておくべき適法な対応 —

| | |
|---|-----|
| 1 第三者提供規制 | 154 |
| ④ 個人データを第三者に提供したいのですが、本人の同意が必要でしょうか？ | |
| 2 第三者提供規制に対する対応方法 | 157 |
| ④ 中小規模事業者は第三者提供規制について、どのように対応すればよいのでしょうか？ | |
| 3 オプトアウト方式 | 159 |
| ④ オプトアウト方式による個人データの第三者提供とは、どのようなもので、実務上どのように行うべきでしょうか？ | |
| 4 共同利用 | 162 |
| ④ 共同利用とはどのようなもので、実務上どのように対応すればよいのでしょうか？ | |
| 5 事業承継 | 165 |
| ④ 事業承継に伴う個人データの提供とはどのようなもので、実務上どのように対応すればよいのでしょうか？ | |
| 6 非個人データの第三者提供 | 167 |
| ④ 再犯防止のため、万引きをする犯人の顔が映っている防犯カメラの画像をSNS上でアップしました。個人情報保護法に違反しますか？ | |

| | |
|---|-----|
| 7 確認・記録義務 | 170 |
| ① 第三者提供時の確認・記録義務とは何で、いつ誰が何を確認しなければならないのですか？ | |
| 8 確認・記録義務を果たさなくてよい場合 | 173 |
| ① 確認・記録義務が適用されないのは、どのような場合ですか？ | |
| 9 確認・記録義務を果たさなければならない場合 | 180 |
| ① 確認・記録義務を果たさなければならない場合、どのように対応すべきですか？ | |

CHAPTER.7**匿名加工情報—定義と取扱い時の留意点**

| | |
|---|-----|
| 1 匿名加工情報制度導入の背景 | 184 |
| ① 当社は、購買履歴をA社から購入しようと考えています。A社の説明によれば、この購買履歴は個人が識別できないように氏名欄を削除しているので、当社はこれを個人情報として扱う必要がないとのことです。本当でしょうか？ | |
| 2 匿名加工情報制度の概要 | 187 |
| ① 匿名加工情報とは何ですか？ | |
| 3 匿名加工情報制度への実務対応 | 190 |
| ① 匿名加工情報制度が導入されましたら、どうすればよいのでしょうか？ | |
| 4 統計情報及び安全管理上の加工 | 193 |
| ① 統計情報や安全管理のため匿名化した情報は、匿名加工情報に該当しますか？ | |
| 5 匿名加工情報の作成時の注意点 | 196 |
| ① 匿名加工情報を作成するときに、どのような点に注意が必要ですか？ | |
| 6 匿名加工情報授受時の注意点 | 202 |
| ① 匿名加工情報を授受する際には、どのような点に留意が必要ですか？ | |

| | |
|---|-----|
| 7 匿名加工情報を取り扱わない場合 | 206 |
| ① 当社は、一切匿名加工情報を取り扱う予定はありません。規程類に匿名加工情報について言及する必要はありますか？ 言及すべき場合は、どのように言及すべきでしょうか？ | |

CHAPTER.8**外国とのやりとりがある
クライアントへのアドバイス**

| | |
|--|-----|
| 1 外国との関係の規律を概観 | 208 |
| ① 改正法では外国との関係について、どのような規定が導入されましたか？ | |
| 2 外国とやりとりがある企業の対応 | 210 |
| ① 外国とやりとりがある企業は、どのように対応すべきですか？ | |
| 3 域外適用に関する規制 | 214 |
| ① 改正法は国外においても個人情報保護法が適用される、域外適用についての条文を置いたと聞きますが、どのような内容ですか？ | |
| 4 外国第三者への提供に対する規制 | 217 |
| ① 外国にある第三者に個人データを提供する場合に、どのような規制が課せられますか？ | |
| 5 外国政府との協力 | 221 |
| ① 外国政府との協力について、どのような規定が置かれましたか？ | |

CHAPTER.9**その他の疑問あれこれ**

| | |
|---|-----|
| 1 直罰規定 | 224 |
| ① 個人情報保護法の改正により、新たに直罰制が導入されたと聞きましたが、どのようなものですか？ | |

| | |
|--|------------|
| 2 業種ごとの特則 | 228 |
| ① 金融業や通信業等、業種によって異なる対応が必要になりますか？ | |
| 3 施行時期と施行前に取得した個人情報の取扱い | 233 |
| ① 改正法はいつ施行されるのでしょうか？ 施行前に収集した個人情報はどう扱えばよいのですか？ | |
| 4 個人情報保護法違反の効果 | 235 |
| ① 個人情報保護法に違反してしまうと、どのようなことになるのですか？ | |
| 5 最新化・保存期間とデータの消去 | 237 |
| ① 改正法により置かれた、個人データの最新化やデータ消去についての規定とはどのような内容ですか？ | |
| 6 個人情報取扱事業者からの適用除外 | 240 |
| ① 個人情報取扱事業者に該当しない、ないしは適用が除外されるのは、どのような場合ですか？ | |
| 7 勉強方法 | 246 |
| ① 今後クライアントにアドバイスする上で、どうやって勉強すればよいのでしょうか？ | |

CHAPTER.10

| | |
|---------------------------------|------------|
| ひな形(プライバシーポリシー・個人情報取扱規程) | 248 |
| ◆ひな形1 プライバシーポリシー | 249 |
| ◆ひな形2 個人情報取扱規程 | 268 |
| おわりに | 287 |

凡例

| | |
|--------------|---|
| 個人情報保護法・法改正法 | 個人情報の保護に関する法律 |
| 政令 | 個人情報の保護に関する法律施行令 |
| 規則 | 個人情報の保護に関する法律施行規則 |
| 社労士法 | 社会保険労務士法 |
| 不正アクセス禁止法 | 不正アクセス行為の禁止等に関する法律 |
| マイナンバー法 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 |
| 通則編 | 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編) |
| 外国第三者提供編 | 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国第三者提供編) |
| 匿名加工情報編 | 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編) |
| 確認・記録義務編 | 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(確認・記録義務編) |
| パブコメ | 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(案)」に関する意見募集結果 |
| 本告示 | 個人情報保護委員会告示第1号「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」 |
| 漏えいパブコメ | 「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について(案)」に関する意見募集結果 |
| Q & A | 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A |
| 金融ガイドライン | 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン |
| 金融Q & A | 金融機関における個人情報保護に関するQ&A |
| 実務指針 | 金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針 |

土業者がおさえておきたい！ 個人情報保護法改正のポイント

1 改正の要点



個人情報保護法はどうして改正されたのですか？ また、どのように改正されたのですか？



個人情報保護法は、主に、①個人情報の定義のグレーボーンの明確化、②ビッグデータ時代の利活用と保護の充実の両立、③名簿屋対策、④国境を越える個人情報対策と国際協力等のために改正されました。

1 4つの事件からたどる改正の要点

平成27年に改正法が制定され、平成29年5月30日に本格的に施行される個人情報保護法の改正には様々な経緯があり、また、その内容も豊富ですが、個人情報保護法改正を大づかみする上では、改正の議論の前後を通じて発生した重要な4事件と、それによって認識された対応の必要性を基に整理することが有益と考えますので、以下その流れで紹介します（この4事件のみが改正の議論に影響したのではなく、様々な背景があったのですが、改正の重要な内容の理解に資するために単純化して説明します。詳細は字賀18頁以下参照）。

2 顔認証事件

ある独立行政法人が大阪駅にカメラを設置して顔認証を行い、駅内における来訪者の行動を追跡したところ、これが個人情報の不正取得ないしプライバシー侵害ではないか等との批判が起こりました。

例えば、住所、氏名、電話番号等が入った情報であれば、それが個人情報であることには何ら争いがないものの、顔認証情報等についてどの範囲で「個人情報」として個人情報保護法において保護すべきかが問題となりました。

個人情報保護法改正においては、これまで個人情報の定義に入るかどうかが不明であった、いわゆるグレーボーンの明確化のために、一定範囲の符号（個人識別符号）の含まれる情報についてこれを個人情報とすることが明記されました（法2条1項2号、2項）。

そこで、一定の要件を満たす顔認証情報等が個人情報であることが、法令上明確になりました（ただし、そのような個人識別符号ではない符号等であっても、従来型個人情報（45頁参照）になり得ることには留意が必要です。）。

3 乗車履歴事件

ある鉄道事業者が、一定期間の乗車履歴等（個人名等を削除する加工をしたもの）をデータ分析を行う第三者に提供しようとしたことにより、大きな批判が巻き起こりました。この事案では、（個人名等が削除されていても）詳細な乗車履歴等が提供されることから、そこから特定の個人を識別できるのではないか等との批判がなされました。

個人は、その生活の過程で様々な記録（ログ）を残しています。ビッグデータ時代において、これらの様々な情報が結合されて個人が丸裸になるという危険に鑑みれば、個人の権利利益を守るために、このようなデータのやりとりに対しても一定の規制をすべきだといわれます。

反面、ビッグデータが大きなビジネスチャンスを呼んでいることは事実

POINT
10

個人情報取扱規程

第1章 総 則

POINT
11

第1条(目的)

●●●●株式会社(以下「当社」という。)は、当社のプライバシーポリシー(以下「プライバシーポリシー」という。)に基づき、当社における個人情報の適法かつ適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、事業遂行上取り扱う個人情報を適切に保護することを目的として、以下の通り個人情報取扱規程(以下「本規程」という。)を定める。

POINT
12

第2条(定義)

本規程において各用語の定義は、以下各号又は本規程の各条項の定めによる他、本規程に別段の定めがない限りプライバシーポリシーの定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。なお、特定個人情報を除く。

① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

② 個人識別符号が含まれるもの

(2) 個人識別符号

次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

① 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

② 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(3) 要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(4) 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの(市販の電話帳、住宅地図、カーナビゲーション等、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。)をいう。

① 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの

② 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものとして政令で定めるもの

(5) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

POINT
13